

第三十八回国会 衆議院 商工委員会 會議録 第十五号

(二五二)

昭和三十六年三月二十二日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君
理事小川 平二君 理事岡本 茂君
理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君
理事板川 正吾君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君

小沢 辰男君 神田 博君
齋藤 憲三君 榎本 一雄君
首藤 新八君 田中 榮一君
野田 武夫君 原田 憲君
岡田 利春君 多賀谷眞稔君
中嶋 英夫君 中村 重光君
西村 力弥君 伊藤卯四郎君
大矢 省三君

出席國務大臣 椎名悦三郎君
出席産業大臣 出府政府委員
通商産業政務次 始関 伊平君
官 中小企業庁長官 小山 雄二君
委員外の出席者 自治事務官 茨木 広君
(財政局財政再 建課長)
専門 員 越田 清七君

三月二十日
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一六一号)

同日
公共料金等諸物価抑制に関する請願
外一件(大原亨君紹介)(第一五四八
号)
同外四十八件(山口シズエ君紹介)

第一類第九号 商工委員会會議録第十五号 昭和三十六年三月二十二日

(第一六三九号)
同(伊藤卯四郎君紹介)(第一七四九
号)

同(井堀繁雄君紹介)(第一七五〇号)
同(大矢省三君紹介)(第一七五一号)
同(春日一幸君紹介)(第一七五二号)
同外九十七件(田中幾三郎君紹介)
(第一七五三号)

同(西尾末廣君紹介)(第一七五四号)
同(門町亮君紹介)(第一七五五号)
同外一件(本島百合子君紹介)(第一
七五六号)

物価値上げ反対等に関する請願(河
野密君紹介)(第一五九三三号)
同(島上善五郎君紹介)(第一五九四
号)

公共料金の値上げ反対に関する請願
(松原喜之次君紹介)(第一六二六号)
同外千五百七十九件(佐藤順次郎君
紹介)(第一六二七号)

同外二件(坪野米男君紹介)(第一六
四〇号)
同(離尾弘吉君紹介)(第一七五七号)
物価政策等に関する請願(柳田秀一
君紹介)(第一六五五号)
同(坪野米男君紹介)(第一六五六号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
連合審査會開會に関する件
鉱工業技術研究組合法案(内閣提出
第六六号)

中小企業振興資金助成法の一部を改
正する法律案(内閣提出第一〇一
号)
機械工業振興臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一一九号)
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一六一号)

○中川委員長 これより會議を開きま
す。

去る二十日本委員会に付託になりま
した臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正
する法律案を議題とし、審査に入りま
す。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正
する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正
する法律

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七
年法律第二百九十五号)の一部を次
のよう改正する。

目次中「第七十二条」を「第七十二
条の三」に改める。

第二条第一項中「特別鉱害復旧臨
時措置法(昭和二十五年法律第七
十六号)第二条第二項の特別鉱害を
除く。」を削る。

第四十八條第二項中「復旧基本計
画の変更について第六十六條第二
項」を「次条第三項」に改める。

2 事業団は、前項の規定により見
込納付金額及び負担額を記載する
場合において、次条第一項の規定
により納付金を納付すべき者若し
は第五十二條の規定により復旧
費を負担すべき者が事業の廃止若
しくは休止、災害その他の理由に
より資力を有しないため、次条第
一項若しくは第五十二條の規定に
より納付することとなる納付金若
しくは負担金の額の全部若しくは
一部を納付することが著しく困難
であると認められるとき、又は次
条第一項の規定により納付金を納
付すべき者の所在が不明である
ときは、同項又は第五十二條の規
定により納付することとなる納付
金又は負担金の額からその全部又
は一部を控除した額をその見込納
付金額又は負担額として記載しな
ければならない。

3 事業団は、前項の規定により公
共施設の復旧工事に關し見込納付
金額又は負担額を減額して記載し
ようとするときは、あらかじめ、
当該公共施設の負担区分について
その維持管理を行なう地方公共団
体の同意を得なければならない。

第五十二條の次に次の一条を加え
る。

(納付金等の減免)
第五十二條の二 第四十九條第二項
の規定により賠償義務者又は前条
の受益者の見込納付金額又は負担
額を減額して記載した復旧基本計

画について第四十八條第一項の規
定による認可があつたときは、当
該賠償義務者又は前条の受益者
は、第五十條第一項又は前条の規
定にかかわらず、当該復旧基本計
画に記載された見込納付金額又は
負担額と第五十條第一項又は前条
の規定により納付することとなる
納付金又は負担金の額との差額に
相当する額を納付することを要し
ない。

第五十三條中「第六十六條第二項」
を「第四十九條第三項」に、「第四
十八條第一項後段の規定による変更
の認可」を「第四十八條第一項の規
定による認可」に、「前条」を「第五
十二條」に改める。

第五十三條の二 第一項中「第六
十六條第三項」を「第五十二條の二」
に改め、同条の次に次の一条を加
える。

(特定の応急工事に要する費用の
特例)
第五十三條の三 通商産業大臣が次
の各号に該當すると認めた鉱害の
復旧に係る応急工事は、政令で定
めるところにより、予算の範囲内
で国及び地方公共団体の費用をも
つて施行することができる。

一 当該鉱害が天災その他の不可
抗力と競合して発生したことそ
の他の特別の事情により賠償義
務者及びその責任の範囲を早急
に確定することが困難であるこ
と。

二 当該飲害を放置するときは、著しい被害を生じ、又は民生の安定を著しく害するおそれがあること。

2 前項の応急工事の施行者は、同項の応急工事を施行しようとするときは、あらかじめ、当該応急工事の概要及びこれに要する費用につき、主務大臣及び当該応急工事に要する費用を支弁する地方公共団体の長の承認（応急工事の施行者が当該応急工事に要する費用を支弁する地方公共団体である場合に於ては、主務大臣の承認）を受けなければならない。

3 第一項に規定する場合において、当該飲害の賠償義務者及びその責任の範囲が確定し、又は賠償義務者以外の者で当該応急工事に要する費用を負担すべきものがあることが判明したときは、当該賠償義務者又は費用を負担すべき者は、政令で定めるところにより、その責任又は受益の限度において、国及び地方公共団体に対し、負担金を納付しなければならない。

4 前項の規定により負担金を納付すべき者については、当該応急工事に要する費用に限り、第五十条第一項及び第五十二条の規定は、適用しない。

2 第六十四条に次の一項を加える。
第六十五条の三第三項の規定により負担金を納付すべき者が当該負担金を納付すべき期日は、当該飲害の賠償義務者及びその責任の範囲が確定し、又は賠償義務者以外の者で当該応急工事に要する費用を負担すべきものがあることが判明した日以後において当該応急工事に係る主務大臣及び地方公共団体の長が定める期日とする。
第六十六条を次のように改める。
第六十六条 削除
第七十一条第三項を削る。
第三章第三節第七十二条の次に次の二条を加える。
第七十二条の二 国及び地方公共団体は、次項において準用する第七十条第一項の規定による督促を受けた者（地方公共団体を除く。）がその指定の期限までに第五十三条の三第三項の負担金及び次項において準用する前条の規定による延滞金を納付しないときは、国に於ては国税滞納処分法の例により、地方公共団体に於ては地方税の滞納処分の例により、これを処分する。
第七十条及び前条の規定は、第五十三条の三第三項の規定により負担金を納付すべき者が当該負担金を納付しない場合に準用する。
第七十二条の三 第七十一条及び前条第一項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
2 前項に規定する徴収金を徴収する権利は、五年間行ないない場合においては、時効により消滅する。
第九十四条第五項中「第六十六条第三項」を「第五十二条の二」に改める。附則第二項中「施行の日から十年以内」を「昭和四十七年七月三十一日まで」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 昭和三十六年度の復旧基本計画の作成及び変更並びに当該変更に係る復旧費については、なお、従前の例による。

理由

飲害復旧事業を円滑に推進するため、臨時石炭飲害復旧法の有効期間を十年延長するとともに、特定の応急工事は、国及び地方公共団体の費用をもつて施行することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中川委員長 まず趣旨の説明を聴取することにいたします。通商産業大臣椎名悦三郎君。

○椎名閣僚大臣 ただいま提案になりました臨時石炭飲害復旧法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の趣旨について御説明申し上げます。

臨時石炭飲害復旧法は、十年間の限時法として昭和二十七年に制定されまして以来、現在までに約九年を経過しているものであります。この間に約八十億円に上る石炭飲害及び亜炭飲害による飲害を復旧いたしまして、国土の保全と民生の安定に大いに寄与してきております。

しかし、昨年通商産業省におきまして全国的な飲害事業調査を実施しましたところ、なお約二百四十億円に上る安定飲害が累積して残存しており、そのうち臨時石炭飲害復旧法による復旧の対象となるものはその六、七割程

度に及ぶものと推定されている次第であります。

しかるに、同法は昭和三十七年七月三十一日までに廃止すべきものとされておりますので、新たに広範囲、大規模な復旧工事に着手することは困難となつております。このような状況のもとに、飲害地域住民の間には、同法による飲害の復旧がその後中絶されるに至るのではないかと懸念と不安が高まっております。

従いまして、この際同法の有効期間を延長してこれらの問題を解決し、住民の不安を除去することがぜひとも必要であると考えるのであります。

なお、衆議院商工委員会におかれてもこの点に留意され、去る第三十七回国会において同法律の延長を骨子とする改正法案を、今国会に提案すべきであると決議されたのであります。

以上の経緯にかんがみまして、同法律の有効期間をさらに十年間延長しようとするのが、ただいま提案いたします改正法案の第一の要点でございます。

改正の第二の要点は、飲害により緊急の事態が発生した場合に応急的に対処し得る体制を作ろうという点にございまして。

飲害復旧のための基本計画を作成するためには、飲害の賠償義務を負う者はだれか、また、その責任の範囲はどれだけかということ明らかにしなければなりません。

これが明らかにならない場合には、緊急の事態が発生いたしまして、これに対する措置は現行法に規定されていなかったのございますが、このような場合には、国と地方公共団体が費用

を支出して応急の工事を行なわれた後に、賠償義務者等を追及してその者から費用を償還せよという方法によって事態に一応の解決を与えたいと存じております。

その他昭和三十三年に廃止されました特別飲害復旧臨時措置法に関する規定及びいわゆる無資力認定に関する規定については、この際あわせて整備したいと存じます。

以上がこの法律案の内容及びその提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○中川委員長 次に、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案、飲工業技術研究組合法案、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がございまして、順次これを許可いたします。田中武夫君。

○田中（武）委員 私は、中小企業振興資金助成法の改正に関連いたしまして、一、二の質問をいたしたいと思うのです。

今回の改正の基礎といえますか、改正の目的は、中小工業団地の造成というところにあるようになっておりますが、予算面で見ましたら、設備近代化助成金二十八億のうち、三億が中小企業団地の助成金ということになっております。そういったと、同じ金額の三億を地方団体、府県が持ちま

すから六億ということになるのです
が、大体本年この六億程度の予算で幾
らほどの中小企業団地を作っていくと
いう計画をしておられるのか、その場
所及びその計画の内容を聞かせていた
だきたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 たいいまま
に、この団地を造成していく、そこ
に設置していくという話がありまし
て、これまでに計画といひますが、出
てきておりますのが四十六億ござい
ます。その中には、いわばまだデール
プランというやうな、具体化しないも
のもございしますが、全部で四十六億
でございます。予算は先ほど申されたよ
うに二十八億、うち三億程度をこの
仕事に充てたいと考えております。三
億円でこの仕事をまかなつていく、こ
ういうことになつておる次第でござ
います。予算的にはびつたり三億とは
きまつておらないのでございまして、
いわゆる中小企業近代化助成金という
ことで二十八億は一括されております
が、大蔵省との話し合ひでは、大体三
億程度これに回そう。それで、た
まお尋ねの、大体何カ所くらい、具
体的にはどういふところを考へてい
るかという話でございしますが、この法律
案にもありますやうに、まずこれに当
てはまる基準というものを政令で定め
ていかなければならない。この基準の
定め方につきましても、現在外部の権
威者等の知恵も借りましていろいろ研
究しておりますし、大体成果を得まし
れば各省と相談いたしまして政令をき
めていくわけにございしますが、その基
準のきまり方いかんによりまして、そ
の数の他も変わつてくるわけにござ
います。今具体的に何カ所、どことい

うことは、実はまだきまつていないの
であります。

○田中(武)委員 政令によつて基準を
きめるということなんですが、もうす
でに、三億程度と言われたが、大体三
億という予算も出ており、それに伴う
法改正も出ております。工場集約化、
団地の基準については政令を出すこ
となつておりますが、その政令に大体
腹案があると思ひますが、どういふ
腹案を持つてゐるか、その基準を示し
ていただきたいと思います。

○小山(雄)政府委員 政令できめま
す基準でございしますが、まず、地方に大
体同一業種が関連業種、関係のあるも
のが集まつて集約化していく。それが
協同組合を作つて、協同組合がいろ
いろな計画を作つていくという事柄、こ
れが一つであります。それから団地の
立地条件がいろいろな点から適切だ
というように認められるもの、これが一
つ。それから団地の規模というやうな
ものがある程度きめていかなければな
らぬ。往々にして、われわれが見聞き
してゐるやうな、ある産地があつて、
そのうち十人は金がある場合、引つ越
せる数人だけ引つ越していけばよいと
いうものではなく、ある産地があれば、
その産地の大部分のものが共同して
移つていくということが望ましいわけ
であります。団地の規模というもの
もある程度検討する、これが第三番目
であります。その次には、一定の年限
以内に計画が終了する。大体三年ぐら
いの間には終了さしてもらいたいとい
うやうな期限があります。次には、向
こうに行きました場合に、個々の企業
がそれを機縁に近代化する、合理化す
るということのほか、新しい意味の

共同化をやつていく、それぞれの業種
に適切な共同施設を作つて共同化して
いくというやうなことです。それから、行
きます場合、工場、共同施設、宿舎、
その他関連施設等が適切に配置され
るやうなことです。それから、行きま
した場合は機縁にして設備の近代化等
を特にはかつていくというやうな点。
抽象的な事柄もありますが、できるだ
け具体的にそれを整理いたしまして政
令をきめていく、こう考へておりま
す。

○田中(武)委員 長官みづから抽象的
なこととございしますが、と言われたよ
うに、今の答弁は抽象的だと思ひま
す。政令にはもっと具体的に定められ
ると思ひますが、われわれが知りた
いのはそういう抽象的なものではな
く、具体的に政令ではどういふことを
したい、こういう基準を持つておられ
るのではないかと。たとえば第一点の同
一の業種またはこれに関連するもの、
こういう点が第一点に定められまし
たが、政令において定めるときにその業
種を指定するといひますが、たとへば
金属のこれこれとか、あるいは部品の
これこれとかといったやうなきめ方を
せられるのか、その点はどうかです。
適用せられる業種と適用せられない業
種があるのかどうか。

○小山(雄)政府委員 具体的に政令で
業種を掲げていくといふことは、ちよつ
とできないだらうと思ひます。こう
いふ点は具体的に書ける問題もありま
すが、たとえば業種の点等はやはり
同一の業種または関連する業種とい
ふことで、抽象的にしか書けないので
はないかと考へております。なお研究
いたしまして、できるだけ具体的に書

ける方に努力をいたしますが、業種の
点等は具体的に書けないと思ひます。

○田中(武)委員 これはもうすでにそ
ういふ動きが出ておる、それを取り上
げて法律によつて援助しようというの
か、それとも法律を作つて、まずそ
ういふ気分を起こしていこうというの
か、こういう二つの点に分かれます思
ふのですが、現在においては前者じゃ
ないか。すでにそういうやうな動きが
ある、それを取り上げて法律で援助し
ていく、そういうことだと思ひので
す。現在すでに行なわれておるこ
ろがあると聞いておるのですが、具
体的にどういふ業種について、どうい
ふ地区において行なわれておるのか、知
らしてほしいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 お話の点でござ
いしますが、そういう市街地の中小企業
がごたごたしたところで近代化する余
地がない、また日常の仕事にも、たと
えばトラックが入らないとか、つかえ
てなかなかスムーズにいかぬというよ
うなことと困つてきた、あるいはまた
近所が騒音、火災予防その他の点でな
かなかやかましいというやうなこと
で、いわばにっちもさっちも動かぬと
いうやうなことで、各地にそういう機
運が起こつてきておるわけでありま
す。この機運はまさにそれを機縁にし
て中小企業をもつて近代化するという
促進の動きを作つていくといふこと
で、これを応援しよう、いわば自然発
生的の動きを助成法で応援していこう
といふこととございします。

○小山(雄)政府委員 今いろいろもく
ろまれております団地の問題、移り方
であります、大体は市街地にこたごた
しておるものが、その市街地の端の方、ある
いはその外に出るという形のものが多い
わけでありまして、今おっしゃいまし
たやうに機械金属でどういふ立地条件
かと言われれば、まず機械金属の
あたりは何といひますか、水、その他
の関係が割に少ない業種でありますの
で、むしろ移り方というよりは、こた
ごたした狭いところから、外に出てい
くという形のもので大部分であります

が、地域的に見ますと、北は札幌から
南は九州、長崎辺まで、業種といたし
ましては四十六あるわけなものでござ
いしますが、北の方からおもなものを申し
上げますと、北海道では札幌の機械金
属、木工、それから東京近くに移りま
すと、船橋の機械金属その他金属玩具、
静岡あたりは機械金属、それから長野
県の精密工業、愛知県で自動車部品、
岐阜県で機械金属、紙、陶磁器、それ
から岡山あたりの機械金属、高知あた
りの木工、それから福岡の機械金属、
業種の種類としては機械金属、木工と
いうのが割合多うございします。

○田中(武)委員 私が伺つておるのは
北は北海道から南は九州、こういうこ
とでなくて、立地条件的にどういふ場
所が選ばれておるかといふこと、今
おっしゃいましたことそこにおける金
属、どこそこにおける木工といふこと
ですが、たとえば金属ならどういふ立
地条件のところ、そういう団地を作
ろうとするやうな動きがあるか、そう
いう立地条件の共通したものがあるか、おそ
らく四十三の中に出てくると思ひので
すが、そういう点はどうかです。

○小山(雄)政府委員 今いろいろもく
ろまれております団地の問題、移り方
であります、大体は市街地にこたごた
しておるものが、その市街地の端の方、ある
いはその外に出るという形のものが多い
わけでありまして、今おっしゃいまし
たやうに機械金属でどういふ立地条件
かと言われれば、まず機械金属の
あたりは何といひますか、水、その他
の関係が割に少ない業種でありますの
で、むしろ移り方というよりは、こた
ごたした狭いところから、外に出てい
くという形のもので大部分であります

す。大体は内陸の方といいますが、それが多いのでありますが、中には海岸付近では埋立地に引越して行く、船橋あたりは埋立地に大工業が引越してありますが、その一部を県境のあつておきながら、町中の機械金属その他の加工工業が移っていくという形のものもあります。大部分は内陸地方、内陸でその都市の市外、あるいは隣接の町村に移っていくという形のもので大部分であります。

○田中(武)委員 これは大臣にお伺いいたしますが、今長官の答弁ですと、結局その市街地の郊外に程度、こういふことのようにございます。そういったし、それは経済企画庁の立案の法律になつております。低開発地域工業開発促進法という法案が現に国会に出ております。また政府も所得倍増長期計画等々に関連いたしまして、いわゆる地域格差をなくす、こういうところの適正配置、地域格差を少なくする、こういうような観点とあわせて考えます場合に、もつと計画的に中小企業団地といひますか、集団、これを低開発地域促進との関連において、工場適正配置という観点において考えていかねばならぬと思ふのですが、そういう点はどうでしょう。

○椎名國務大臣 低開発地域という見地から、どうせ移るならばできるだけそういう方面に移つてもらいたいというように、私も考えるのでございませうけれども、これはどうも強制するわけにも参りませんので、また運搬の距離という関係もございませうし、また住みついたところから全く離れたところに行くという話ですから、よほど何

か有利な条件でもないといふと実現は困難なではないか、しかしただなるべく近くの市外、市街の周辺に移るということにせし、もう何十里か先に行けば、税金その他の関係もいわゆる低開発地域開闢の恩恵といふことで、さらにこの法案の助成以上にまた特段の助成措置があるという場合には、そこまでする必要があるということもあつて、思ひます。なるべくそういうふうな誘導したいと思ひますけれども、これを計画的にさばくといふわけには参らな

○田中(武)委員 その場合本法のいわゆる助成金、それから低開発地域工業開発促進法では、そのための資金の確保という条文があつたと思ふのです。その低開発地域工業開発促進法の資金確保という問題と、この助成金との関係なんかどうなりますか。

○小山(雄)政府委員 こちらの方は今大臣がお話しになりましたように、なかなか中小企業を低開発地域に計画的に持つていく、植え付けていくといふことはむずかしい。主として市街地でござつたといふものが近郊に出ていくといふのが大部分であります。すなわちこの助成の直接の目的は、当該中小企業の集团的な近代化といふことが直接の目的であります。だんだん低開発地域の方に工業の根をいひますか、いわゆる基礎が出てきますと、だんだんにそつちの方に中小企業も団地として移っていくものも出ようかと思ひます。直接にはそういうことであります。そういう意味におきましてこちら

はダブるわけでありまして、実際は別々な動きを当分はするんじゃないか、こう考へておられます。ただ、この場合減税の問題がございまして、土地の買いかえに減税の恩恵を与えておりますが、減税を受ける場合の行き先としては、低開発地域工業開発促進法に基づく工業開闢地帯に指定されたところももちろんありますが、そのほかには首都圏整備法に基づくところ、あるいは工場立地調査に基づく工場適地といふようなところに行くものも対象にしておりまして、実際の問題としては、首都圏あるいは工場立地法に基づく工場適地に行くものに、こちらの方が補助するといふ場合が大部分であらうかと思ひます。

○田中(武)委員 今おっしゃつたように、こういう関係がいろいろ複雑しておるわけですね。首都圏整備の方は首都圏整備の方でやる、またこの国会に出しております。これも結局考え方によつて、そういった中小企業集団を作つていくといふことによつて、やはり一つの計画的な工場の配置といひますか、こういうことにならうと思ふのです。これらの関係が明確でないと思ふのです。みんなそれぞれ所管においてやりたいことを、ばらばらにやつておるんです。今のような御答弁ですと、この中小企業集団にいたしまして、こちらから強くやるということではなくて、ともかく超こつてきた動きに対処して、それを取り上げて、基準に合うなら援助したい、こう、こういう格好、大臣もおっしゃつたように中小企業集団にはあまり強制もできないから、こ

ういうことです。そうするとますます変なものになるのではないか、これはむしろ出直してきて、もつと一本にした計画的なものを出す必要があると思ふのですが、いかがですか。

○椎名國務大臣 大都會の中小企業者、たとへば何十里も離れた新しい開闢地帯に移れ、こう言つても、私は実際問題として不可能だと思ふのです。生活のすべての条件が全部変わつて参るのでありますから、それからまた新しい工業地帯の開拓のバイオニアとして、中小企業にその使命を課するといふことはいささか荷が重過ぎる。だから近代工業が出るということなら、それは大いにやらなければならぬと思ひますが、中小企業でございまして、それだけの荷をかけることはむずかしいのではないかと私は思ふので、望ましいことではありますけれども、不可能だと思ふのであります。ただ、しかし、たとえば東京なら東京の中小企業ではなくて、岡山県なら岡山県の中小企業の集団がある、あるいはまた宮城県なら宮城県にそういうものがある、そういう場合にはその近くに、つまり低開発地帯開闢の候補地といふものがある場合が多いのですから、そういう場合になるべくそういう指導をしていくといふことが、実際問題を扱う上においてどうしても必要であらうか、よく考へますが、それ以上に

○松平委員 関連。私はどうも政府の考へている工業の政策、つまり所得倍増格差をなくするといふような意味も込めて、将来の日本の工業のあり方、その配置といふようなものに関して、

運産省の中にも固まつた意見があまりないように思ひ、そこへもつてきて関係各省がばらばらなことをいろいろ考へているのではないかと思ふのです。お伺ひしたいのは、工業開闢といふようなものに関する具体的な構想といふものが、通産省の事務当局ではあるように聞いておりますが、そこへもつてきて建設省あるいは自治省等におけるいわゆる広域基幹都市といふようなものの構想が出てきた。それと通産省の考へている工業といふものが結びつかぬと結局は意味をなさぬと思ふのです。そこで日本における工業開闢、工業地帯開闢促進法といふか、全体の工業の開闢の関係を、考え方といふものがあつて、その中からたとえば、工場立地の調査に関する今度の改正なら改正案、あるいは中小企業庁の資金助成法なら資金助成法の改正案、あるいは企画庁の低開発地の促進法といふものがあつて、これらばらばらと思ふのですけれども、通産省自体としては、そういったいわゆる工業地帯の開闢促進といふか、日本全体の大きな立場に立つての根本方針といふようなものがあるに一つずつ取り上げてきている、こういうことではありますから、その点はどうか。

○椎名國務大臣 今行なわれております工場立地条件の調査は、各府県から自分の方の県のこと、個所を調査してもらいたいといふような希望に基づいてやつておきまして、特に計画的な、あるいは意欲的なものではない。こういうことでは所得倍増計画といふような段階においては、いささか機械的だといふので、今度はたとえば機械

工業の観点から、この地帯はたして適地であるかどうか、あるいは化学工業はどうか、あるいはまた石油、鉄といったような重工業の各種類の立場に立つて、はたしてどういうものであるのかというふうな、もっと突っ込んでいった調査をする、これは法律の条文を改正しなくてもできることである。

それから、そういう方針のもとにやりまして、一方においては、工場の進出状況を知るために届出制をとり、届出によって初めて大体の状況を知るわけでありました。しかしあまりに調べたところとか、離れたようなところ、見当違いのところに行く場合には勧告もしよう、こういうふうな数歩前進した調査をやることになっております。それでこの法律の施行にあたりましては十分に開港地帯が必要であるとか、あるいはまた必ずしも開港に面しておらずとも、機械工業はこういう場所ならいいだろうといったような、そういう具体的かなり突っ込んだ全国的な立地調査をやりまして、そうして適当な誘導をしたい、こう考えております。その場合には、近所に中小企業の集団があつて、それを一カ所に集めるという場合は考えられますけれども、中小企業に、そういう新しい地帯の開拓の任を期待するということは、ちよつとむずかしいのじゃないか。できるだけそういうふうな誘導したいと思ひますけれども、やはり基幹産業というものを主体に考えるということにしたいと思ひます。

○松平委員 私の間いているのは、こういう意味のことを聞こうとしているのです。地方に工場を分散させたい、それでなければならぬということなん

ですが、分散する方法というものを、政府はばらばらで考えておられるように思ふのです。経済企画庁とか、あるいは通産省の中でも……。そこで地方に分散する方法というものは、今どういうことをお考えになつてゐるか、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○権名國務大臣 これから考えるというわけなんです、それでその考え方は、どういう工場をどの方面に分散させるという、工場を主体とする考え方は、これは何といつてももちろちはもてますから、通産省が考える。それから経済企画庁あたりで考えるのは、一番低位の開港地帯に対していろいろな工場の出てくる基盤、道路あるいはその他の運輸、交通、通信の問題、あるいは土地の獲得の問題、あるいは税制上の恩恵、そういうものの工業ということを言わずに出ておる一つの基盤、その環境の整備ということとを他省は考える。われわれの方は、具体的にそういう所にはやはり石油の産業がいだらう、あるいは重工業がいだらう、軽工業でもいいだらう。われわれはその工業に即して考える。そういうふうでありますから、そこを調和をとれば、同じことをばらばらに考えないで、別々のことを別々に考えるだけで、だからそれを今度は組み立てて、そして一本になるということ、これは可能ではないかと私は考えております。

○田中(武)委員 どうも、もう一つはつきりしたようではつきりせぬ点があるのです。去年の十一月の十五日に「低開港地帯工業開発促進構想について」というのを通産省が発表しておる

のです。その六ページ、項目にして「7、中小企業の集団化」というインデックスがついて、「中小企業の集団化の促進。中小企業の近代化、共同化を促進するとともに、低開港地帯の工業開発に資するため、中小企業の工場の集団化を促進するものとし、このため、云々」となつておるのです。だからこれはあくまで低開港地帯の工業開発と相伴うものとして考えられた集団化じゃないか、こう思うのですが、大臣の今の答弁ですと、どうもちよつはくのように考えるのです。いかがでしょう。

○権名國務大臣 ここは中小企業の環境が悪いために、どうにもこれ以上あがきつかぬ。設備や機械をそこへ持つていっても、十分なき目が無いというので、やはり新しい場所、しかも集団、共同化ということとをそこに中心にして考えた方がいい、それが今度のこの制度のねらいでございまして、これ自体に低開港地帯の開発という特別の目的があるわけじゃありません。しかし、低開港地帯の開発あるいは地域的な所得格差というものを是正するということ方針が、別に厳として存在するのですから、その大きな方針に即応することは望ましいのです。でございしますから、できるだけそういうふうにはしたいと思ひますけれども、この中小企業助成の本法は、そこまでは直接の目的にはしておらない、こういうわけでございしますから、まあ「資する」ということは、大へんいい言葉だと思ふのです。

○田中(武)委員 そうすると、今の答弁ですとこの中小企業団地の造成ということは、あくまで中小企業の側に

立つて、現在は中小企業は露地の奥にあつたとか、環境の悪いところにあるから、それを環境のいいところに移していくのだ、こういうことが主たる目的であつて、低開港地帯の工業開発というふうなことは二の次だ、こういうことに聞かれます。そうしますと、去年の十一月十五日に出されました通産省の「低開港地帯工業開発促進構想について」の中、趣旨が三カ月か半年足らずの間に少し変わつてきた、こういうふうに理解するのですが、それでよろしいのですか。

○権名國務大臣 どうもこれ自体の書き方が適切かどうかわかりませんが、これ自体に低開港地帯の云々という目的はないのであつて、直接中小企業を自身の環境整備というところにございしますが、しかし国のそれ以上の大きな方針が別にあるのですから、やはりそれに背馳しないように、できるなら順応していきたい、こういうことでそれが書かれたものと了解しております。

○田中(武)委員 そうすると、今言つておりますこの構想の中小企業の集団化という項は、ここに書いてあることをそのまま受け取らずに、今大臣のおっしゃつたように理解をして受け取ればいいわけですね。大臣もかわつたことだし……。そこで中小企業の一帯問題は、現在では大企業には人が集まるが、中小企業にはいい人が集まらない。その一つには従業員の福利施設、たとえば寄宿舎とかあるいは娯楽の場所とか、そういうのが一つの大きな問題になつてゐると思ひます。それからもう一つは技術者の問題です。そこで中小企業の集団、団地ということにな

るならば、一工場、一企業ではできないとしても、その集団として寄宿舎を持つとか、福利厚生施設を持つとか、こういうことがぜひ必要だと思ふのですが、そういうものはやはりこれの対象になるのですか、いかがですか。

○権名國務大臣 もちろん環境の整備の中には、そういう人的環境と申しますか、その問題が重要な点でございまして、それをねらつておるのでありますが、ただ予算の関係で、できるだけそれに充てる資金は労働省あるいは厚生省関係の国家資金をこゝへ導入しまして、そうしてやらせたいと思ひております。しかしこれは全然補助の対象からはずれておるといふことではございしません。

○田中(武)委員 できるならば、それは労働省あるいは厚生省関係の資金も、もちろん使う方がいいと思ふのです。私の伺つておるのは、本法の助成の中にそういった福利厚生施設は含んでおるのかということに対して、大臣はそれを含んでおる、こういうことで理解しておいてよろしいですか。

○権名國務大臣 ええ、

○田中(武)委員 そこで、そうすると地方団体の金も入れて大体六億程度。そして現在四十三ある。それをどういうふうにして持つていくかわかりませんが、たとえば補助したとしても六千万円足らず。団地の集団をやる場合に、あまりにもこの予算は少な過ぎはしないかと思ふ。このような感じを受けるのですが、一カ所大体幾らくらいの予定しておられるわけなんですか。ということは、逆に初年度何カ所くらいの助成をお考えなのか、そ

の点いかがでしょうか。

○小山(維)政府委員 金額は確かに少ないのでありまして、実は経過を申し上げますと、一番初め事務的に大蔵省に概算要求をしたときには、五カ所三億一千万の積算で、概算要求をいたしたのであります。その後いろいろほかの問題で御相談しておるときに、とにかくこれに少ないということで、一時十五億ぐらいは要求しようじゃないか。しかし、これは予算折衝の内幕でございまして、去年より五割増し以上はあまり予算要求しないということもありまして、通産省で要求したのは、今申しましたように五カ所分三億一千万であります。党の方のお話で、一時十カ所十五億ぐらいの要求に組みかえて折衝したことがあるわけですが、結局落ちつき三億程度になりましたが、私もその感じをいたしますれば、五カ所以上十カ所以内の見当くらいはかまらないうちやないか、予算の総額からいまして、そんな見当で今いろいろ考えております。十カ所にいたしますと三千万で六千万円、五カ所にいたしますと六千万円で一億二千万円、こういう見当になります。ただ補助率等の問題で、建物等は、個々の企業の工場建家、こういうものは補助率は二分の一ということに原則はなっておりますが、建物等は三分の一くらいに縮めて、土地、共同施設等は二分の一にしてやりたいと思っております。全体の団地の計画もいろいろございまして、大体三年計画でやっていたというところであります。そういたしますと、大体そのくらいの金額で五カ所ないし十カ所程度なら、はまっていますまいかというところで実は試算いたして

おりますが、基準がきまりまして、具体的に基準に当てはまるものから優先的に取り上げていく、こういうことにいたしております。

○田中(武)委員 現在四十三ほどあつて、そのうち五ないし十、こういうことになると、助成をとるための競争も自然に激しくなると思うのです。そうすると、今の基準を定める政令が問題になると思うのです。そこで先ほど御答弁願いましたが、少しはつきりいたしませんので、政令の原稿といたして、まだそこまですていないと思ひますが、次の委員会までに基準の基本的な考え方、これを一つ資料として出していただきたいと思います。

なお、ついでに先ほど来申ししております他のこれと関連のある法律、たとえば立地調査法あるいは低開発地域工業開発促進法あるいは首都圏整備促進法等々との関連等もでき得るならば、読んでわかるように、今の答弁ではわかりにくいから、次の委員会に出していただかないと思ひます。このように資料要求をいたしておきます。

それから次は質問になるわけですが、建物だけを三分の一としたのは特別な理由があるのですか。

○小山(維)政府委員 団地を作っていく際に一番大事なのは、土地が全体の計画に適切な場所であり、適切な立地条件であり、適切な面積であるということが一番大事です。これは原則通りやりたいと思ひます。

それからその次は、広い意味の共同施設、労働者の住宅及びいろいろな施設、これに重点を置きたいと思ひます。個々の中小企業の建家、これは金額的にいいたしても非常に金額がかさ

ばりますので、法律的には二分の一で出せるわけでありまして、大蔵省その他との予算のときにいろいろ相談しまして、さしあたり三分の一くらいにしようじゃないかということにいたしました。主として金額を抑えるような意味、それといろいろな用途から考えまして、個々の企業の建物は主として個々の企業に責任を持ってもらいたい。ほかのものと比べましてそういう対象でありますので、そういうことにいたしました。そういふわけではあります。

○田中(武)委員 何だかしまいの方は小さな声で聞かえが悪かったけれども、結局建物を三分の一にしたということは、予算のワケとの関係が第一、その次は、個々の企業の建物は主として個々の企業で持つてもらいたらいけないか、そういう考え方だ、こういうふうに聞いたわけなんです。そういういたしますと、今まで自分のところでも、たとえば環境が悪いところであつても、工場を持ちてやっているわけなんです。それを売り払うか、こわすかして出ていくわけなんです。それを売り払つたりこわしたものに對して、何らか特別な考え方があるか、こういうような点を見ましたら、何かそれを売り払つたときに、その売り払つた金が所得として入ってくる。それに対して税金をかける。この程度のことか考えられていふようなことの資料が出ています。建物については三分の一だけ補助を見てやろう。だが一方古い建物を売つた場合、あるいはそれを不要とする場合ですね。その場合に、その方の面についてはどう考えていますか。行きやすいようにしてやるために、古い設備等についてはどう考えていますか。

か。

○小山(維)政府委員 もとの建物につきましては、何も特別の措置を考へておりません。たゞもとの土地につきましても、もとの土地を売り払ひました場合には、普通その売り払つた額から所得価格といふますか、帳簿価格といふますか、それを引いただけの譲渡益が出るわけなんです。それに税金を課せられますが、その税金はいろいろな場合がございまして、総合的にいいますと、一定の条件に当てはまる場合には免税するといふ措置をとつております。実際問題として考えましても、土地は相当売れるが、その上に建ててあるものと工場というものは、かりに入れましたも大した実入りにはならないという場合が多かつた。売り払うか、売らないか、また一つ問題でありまして、場合によつてはそこを改造して住宅にするとか、あるいは商店にするとか、いろいろなこと、あるいはあるかと思ひますけれども、土地を売り払つた場合にはこれは減税をする、建物については何も考へていない、こういうこととでございまして。

○田中(武)委員 要は出ていった場合の補助についても、あるいは残された古いものについても、土地については考へておるが、建物はまます扱いにしておるのだ、こういうことなんですね。

○小山(維)政府委員 行き先の補助につきましては、建物の補助率は三分の一、予算の関係で少し少なくしております。それからもとのところの建物の売り払ひ等については、特別の措置は、免税等をやっております。

○田中(武)委員 だから結局は、土地

と建物との二つのうちで、土地の方を優先し、建物の方は冷遇しておる、こういう事実はお認めになつたわけですね。

○小山(維)政府委員 土地と比べまして、そうです。

○田中(武)委員 この中小企業振興資金助成法の第三条によりますと、国の補助ということになっておる。従つて、この中小企業振興助成法に基づいて、事業は、都道府県が事業をやる、それに対して国が補助をするという建前をとつておられるわけなんです。そういたしますと、予算の立て方におきまして、順序とすればまず地方自治体の方がこの事業のための予算を立てる、それに見合うだけの国の予算をつけていく、こういうのが順序ではなからうかと思ひますが、実際は逆になつて、まず国の方の助成金が、たとえばこの中小企業団地については三億ときまり、それが各府県に配分されて、そしてそれに対して同率のものを府県がつけていく、こういう格好になつておるのです。が、法律の建前からいへば、逆になつておる感なんです。それはそれでいいんですか。

○小山(維)政府委員 御指摘の通り、法律によりますと、三条は、都道府県がそういう貸付の事業をやる場合に、予算の範囲内において国が補助する、こういう建前になつております。ただ、その趣旨は、中小企業のこういう仕事は、国もさることながら、まづもつて、都道府県がその振興策を考へていくということなんです。そこは、法律の建前はそうなつておりますが、実際問題としては、要するに、お互い、そういう中小企業振興の仕事

といいますか、そういうものに対して若干扱いを変える必要があるのじゃないか、こういうような感じもあるわけです。もう一つは、現在のような、いわ

ゆるる国と地方との負担率といいますが、法律でいうなら補助金ですが、この割合が二分の一ということ、一体二分の一、二分の一でいいのか、もつと中小企業等の振興のために国の方がもう少し入れなければならぬのじゃないか、こういうようなことも考えられるわけですが、そういうような点について、今直ちに言うのじゃない、将来どういうふうなせられようと考えておられるのか、これを一つ通産大臣からと、それから再建課長としてはどうかと思うのだが、自治省側の意見を聞きたいと思うのです。

○椎名國務大臣 同様の御質問が参議院の予算委員会であつたのです。私は富裕県と貧弱県との間に十分そういう必要性はあるのだけれども、予算あるいは経済力が伴わないために、みすみす貧弱県の中小企業者は助成されないというふうな事態が起こることはどうも残念でございますので、これはやはり見方を変えていかなければならぬのじゃないかという答弁をいたしましたところが、大蔵大臣があとから立つて、事柄ごとに富裕県と貧弱県と違ふということは非常にまぎらわしい。大蔵省の方針としては、大体同じ扱いにしてもらつて、そして国が各県々に大きくまとめて交付金等によつてやるという場合に多少違つて考えたい、今のような状況でたまたま事柄によつて区々たる行政の一々について、そういうことをされるのはどうかと思うというような話がありまして、質問した人が自分も規則のことを言つておるのではない、そういう気持ちでやつてもいい、この精神が生きていくようにやつてもらえばいいのだ、こういうことでござ

いました。私はもし大蔵省の方針がそうであれば、それを破つてどうしろということまでは申さなくても、とにかく富裕県と貧弱県との間に相当違いが出てくる。それは事柄の性格が違うのでなくて、府県の財政の違いから出てくる、こういうことでありますから、こういうことはなるべくそういう障害を他の方法によつて除去したい、こういうふうな考えであります。

○茨木説明員 ただいまの御意見の問題については、財政局内でもいろいろ相談をいたしております過程で了承いたしておりますところをいたしましては、地方財政全体も非常に苦しいところ、さいましたし御意見の点も、いろいろ問題があります関係上、個々の団体の財政運用の状況も関係して参りますけれども、先ほどのような問題もあつたかと思つてますが、三十五年ないし三十六年度の状況といたしましては、相当地方財政も改善されて参つておりますので、財政面から、ただいま御議論になつておるような問題についても、一応一般的には財源措置がつけられておりますので、そういうような事態が起こることはないと考えております。ただ御指摘のように、いわゆる補助金の差等というふうな問題について、今私どももいろいろ研究もいたしておりますし、大蔵省内部でもいろいろ実は考え方がございます。今度一部公共事業等についても、その考え方を相当取り入れた案を、別途提案申し上げておるわけでありまして、従つてああいうものについては、他の分府で財源の問題も大幅に改善されますので、さらにそのほかの各種補助金等についてまでその制度をしかなくとも、運用ができる

というふうな考えておる次第であります。

○田中(武)委員 大臣と自治省の方から御答弁を願つたわけでありましたが、実際のあり方からして、先ほど長官が言つておるようには大体内示をする、そういうことを受けるかどうかというところがきまつて初めて公式に補助金を出す。こういうことであるならば、やはりそこには財政的に豊かな県とそうでない県との間に違つたものが出てくる、同時にその金をそのまま受けられないのじゃないか、そういうところがむしろ低開発地域だ。そういうところはなお中小企業の助成についてもおくれしておる。ますます地域格差を大きくしていくのではないか、このように考へるわけでありまして、従つて今政府のおつちやつておるいわゆる所得倍増長期計画からいって、所得の格差を地域にもなくしていく、こういう観点からいへば、この制度も、いわゆる富裕県とそうでない地方との負担の割合を檢討し直す必要があるのではないか、そのうでなければ地域的な格差をますます広げていくのではないか、このように考へますので、そういう点についての要望を申し上げておきまして、きょうはこの程度にしておきます。

○中崎委員長 松平君。

○松平委員 先ほど小山長官からの御答弁より見ますと、本法の適用を四十分幾つくらいの中から五つないし十選ぶ、こういうことを言われておるので、ところが通産省の考え方は、現在の工業の立地条件につきまして、四大工業地帯のほかに地方開発中核地帯と

いうのがあり、それから地方開発地帯というのがある。さらに衛星都市という、この四つの構想からなつておるようには思われるわけなんです。そこで承ると、本法の適用というものは地方開発地帯ではなくて、衛星都市にこれを適用するのだ、今のあなたの答弁も、都会地帯で困つておつたようなものを自発的にやるというものは結局衛星都市ということになるわけなんです。そうすると、その構想の中に地方開発地帯というところは金はやらぬ、衛星都市にやる、こういうような方針でありますか、その点一つ承りたい。

○小山(鐵)政府委員 先ほど基準のことでお尋ねがありましたときに、行く先が立地的に見て適当なところというのを申し上げましたが、これを具体的に言いますと、首都圏では首都圏整備法に基づいて市街地開発地帯、これはまだ指定が非常に少ないのであります。が、今後相当指定していく方針のようであります。市街地開発地帯、それから次に工場立地調査法に基づく工場適地、それから三番目には低開発地域工業開発促進法に基づく低開発地帯、こういうところが観念的には対象になると思ひます。今これをお話のように、實際的に中核工業開発地帯、地方開発地帯、衛星地帯と分けて見ました場合に、おそろしくこの基準のきめ方等によつて変わつてくると思ひますが、あとの二つ、衛星地帯と地方開発地帯に属するものが本法の補助の対象になるだらうと思ひますが、衛星地帯だけに限らないと思ひます。地方開発地帯に属するものも補助の対象に十分なり得る場合があるだらうと思ひます。

○中川委員長 西村力弥君。

○西村(力)委員 これからの審議のために資料を要求したいのですが、その前にちよつと大臣に聞いておきたいことがあるのです。それはカン詰用の原料作物の輸入の問題、これはちよつと議題からはずれてしまひますけれども、カン詰用のサクラソボの輸入でございます。サクラソボの生産は、私、山形県であります。山形県が大体八割程度占めておるのですが、今期外貨割当の申請を調べてみますと、九十一万ドルの申請が出ておるのです。そうしますと、生産量の五割以上が輸入されるということになつて、サクラソボの生産者は大恐慌を來たしておるわけなんです。農林省の担当の園芸課、食糧庁の食品課、そういうところを当たつてみまして、農林省としては、このサクラソボの輸入は全部秋にしておらう、こういう方針をきめておいてくれたわけなんです。それを通産省に持ち込んでおるわけなんです。だんだん調べておる間に、農林省の調査ですと、そのサクラソボの中のドレン・チェリーというものはFAA制、サルバトール・チェリーというものはAA制、こういうことを言い出してきつたのです。だからあなたの方の農水産課長を呼んで、通産農林水産委員会をやつてみましたところが、これは全部AA制だ、こういうことを言い出してきつた。ところがその言い方が非常に確信がない、御考慮したい点は、サクラソボを輸入してカン詰を作つて一体何に使うか。大体カクテルの上になつて浮かして飾りする。あのサクラソボをうまがつて食う人はだれもない。そして

そのために値段が上がる。あるいはまたフルーツの上にちょっと赤い玉を乗っけて見た目をよくする、あるいはまたお菓子の上にちょこなんに乗せる、こんなようなところが使い道なんです。そういうのであれば、何も緊急必要なものではない。そういうものに大事な外貨を使おうということはやめにしてもらわなければならない。しかもそのために生産者が非常に買いたたきにあつて苦況に陥るわけです。果樹振興を憲法的拡大の一つとしてやっておる現政府の立場からいまして、これは全部F A制に直してもらいたい、これが一つ。第二番目には、F A制に直して、申請九十一万ドル出ているのは、これを許可しないという方向にいつてもらいたい。これはカン詰業界としてもいろいろ希望があるでしょうが、こんな不要不急というか、こういうようなものに外貨を使うということはやはり極力制限する、これが当然じゃなかろうかと思うのです。カン詰業界の話をいろいろ見ますと、たとえば外国に輸出するカン詰の原料なんかですと、あまり値が張るとカン詰の値段が高くなっていき、外国に売出すのに支障が起こる、こういうような場合ですと、外国産の原料を入れて原料のコストを下げてカン詰を安くして輸出をする、こういう工合になるでしょうが、サクランボの場合は全然そういう方面に向くものではなくて、ほんとうに国内的なしかもこれはほんとうのアクセサリ的な用途しかないのです。それを一つやってもいい。農林水産委員会においては、周東農林大臣が、今初めて聞いて内容が十分わからぬが、趣旨に沿って通産省と

大蔵省と三者協議をして検討してみ、こういうことを言っていますから、あなたの方に話が持ち込まれると思うのです。事務局で検討して思うのです。大臣の方でも私の申し上げていることはおわかりかと思うのですが、そういう立場で一つ対処願いたい。これをまず希望したいと思ひます。

○椎名国務大臣 農林省はこれは相当慎重にかまえておるはずでございますから、全部がA A制になつているとは私思ひませんが、F A制にないかと思ひますが、よく農林省の意見を聞きまして善処したいと思ひます。

○西村(力)委員 それでは次に資料要求します。鉱工業の技術研究組合法の審議が近々開かれますが、その前に一つ資料として、こういう鉱工業の技術開発のための国または公的団体等の研究施設機関、こういうものが現在どうなつておるか、これは個別に一つ示していただきたい。それから二番目は同じような民間の施設機関個別にこれを示してもらいたい。それから三番目は民間の研究機関に対する助成措置というものが、現在までどうとられておるかということ。これも個別の研究機関にそれぞれ項目として加えられてけつこうだと思ひます。四番目は外国との技術提携の現状、これもやはり個別にずつと示していただきたい。その中のモデル的な契約書の一つ示していただきたい。それからその次は、今提案されておる鉱工業の技術研究組合法を適用して得る現存の共同研究機関、こういう

めうのはどういふものがあるか、これも個別に一つ示してもらいたい。その点を予備研究の資料として一つ出していただきたいと思ひます。それは担当の方がいらつしやらぬと思うのですが、どなたか一つお伝え願ひたいと思ひます。

○中川委員長 この際お諮りいたします。鉱山保安に関する問題について社会労働委員会より当委員会に連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾し、連合審査会を開会することにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中川委員長 御異議なしと認めさうに決しました。

なお連合審査会開会の日時等に関しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますから御了承願ひます。
本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

昭和三十六年三月二十五日印刷

昭和三十六年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局